

学術研究助成事業規程

〔目的〕

学術研究助成事業が公正かつ円滑に運営されるために、この規程を定める。

〔学術研究助成事業内容〕

公益社団法人 広島県理学療法士会（以下、本会）の正会員が主体となり、本会の事業と一致した保健・医療・福祉等の分野で研究・調査・開発を共同的に行う場合、その研究グループに対して助成金を交付する。

〔研究グループの編成〕

複数の正会員で実施し、正会員の中から代表者ならびに会計担当者を選任する。なお、会員外の参加は認めるが正会員を主体とした研究であること。

〔助成金額ならびに件数〕

助成金の額と件数はその年度の一般会計予算審議の中で確定される。

〔研究グループの選考〕

1. 公募

別途定める募集要項に従って、学術局学術誌部長は公募により研究グループを選考する。応募のあった研究グループのうち、募集要項の要件を満たすものに対して研究費の助成を行う。研究グループの選出は「学術研究助成選考委員会」で行うものとする。

2. 指定

学術研究助成選考委員会により本会の活動に寄与すると判断されるものについては、理事会において全会一致で承認が得られた場合のみ研究グループの指定を行うものとする。

応募のあった研究課題のうち本会の事業への寄与、および活動方針と一致している部分を含めて学術研究助成選考委員会にて評価し選出する。

〔研究期間〕

学術誌「理学療法の臨床と研究」への投稿をもって研究完了とする。

〔研究グループの責務〕

研究結果は、採用次年度内に「広島県理学療法士学会」で発表するとともに「学術誌（理学療法の臨床と研究）」に投稿することとする。したがって、それ以前に他学会での発表ならびに他誌への投稿等によって公表してはならない。採用年度2月（学術誌部長が指定した日まで）に経過報告を行う。

〔会計報告〕

研究グループの代表者は研究完了後、学術誌部長が指定した日までに遅滞なく会計報告書を提出すること。

〔規程の改廃〕

この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

〔雑則〕

1. 研究グループは2名以上で編成すること。
2. 助成金は、10万円からとし、30万円を上限とする。
3. 公募・指定に関わらず学術研究助成を受けようとする者は、別途定める募集要項に従って所定の申請用紙を学術誌部長に提出すること。
4. 研究を行うにあたり、必ず1回以上は学術誌部長に経過報告を行なうこと。
5. この規程に示す責務を果たせなかったときは、原則として助成金は支払われない。
6. 「学術助成研究選考委員会」は、学術局長を委員長とし、学術局員ならびに理事会が任命する若干名の委員で構成する。
7. 研究グループは「学術助成研究選考委員会」の選定を経て、本会理事会において内定した後、本会の定時総会での承認を以て正式決定する。

〔附則〕

1. この規程は、平成10年4月19日に制定し、平成11年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成11年4月29日一部改正により施行する。
3. この規程は、平成21年5月23日一部改正により施行する。
4. この規程は、平成23年4月2日一部改正により施行する。
5. この規程は、平成27年4月18日一部改正により施行する。
6. この規程は、平成28年1月9日一部改正により施行する。
7. この規程は、平成30年9月15日一部改正により施行する。
8. この規程は、令和1年9月21日一部改正により施行する。